○農林水産省告示第千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町大屋字鳥越山八三一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町上名字サルマブシ一三八二、字杉ノ谷一三九三、字ヌタノヲ一七五七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市桑野字市ノ塔二の二、一六の一、一七の三、字ムカヱ四四の一、四四の三、七六の五、八〇、字イチノ一三三の二、一一三の三、一一三の一〇、一三八の一、一八一、字宗門一八五の四から一八五の六まで、一八五の一一、一八五の一七、字上石坂二〇〇の一、二〇一の一、二四一の二、二五一の二、字山セ川四八六、五四六、字添ヶ倉一〇二四の二、一〇四二、一〇六九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市玉山区薮川字大の平三三の二〇、三三の二九、三三の三二、三三の三八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市上郷町来内二地割一五の一、二一の一、二一の二〇、二一の二七から二一の三八まで、上郷町来内一一地割二一の三、二一の七から二一の一二まで、上郷町平倉二一地割七四、上郷町平倉四一地割四七の一、四七の三から四七の六まで、四七の八、四七の一〇、四七の一一、四七の一三、四七の一四、四七の一九、四七の二〇、四七の二四、四七の二九、四七の三三、上郷町平野原一地割九三、上郷町平野原三地割四〇の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字福本字ツムギ二の一四から二の一六まで、二の二九、二の三一から二の三六まで、二の三八から二の四六まで、字美坂谷四四三の一、四四三の五から四四三の七まで、四六三の三

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字美坂谷四四三の七・四六三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字下畑字小代路七二の一、七三、六七三の九（次の図に示す部分に限る。）、六七三の一〇、字鹿部谷七二七の一三、七二七の一四、字郡家七四〇から七四二まで、七四五、字ダケ七四八

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小代路七二の一、七三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字下畑字滝坂六六八の二、六六八の三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備